

答申(個)第14号
平成24年(2012年)12月27日

札幌市長 上 田 文 雄 様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 亘 理 格

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成24年9月7日付け札東保福第120125号及び同日付け札障第2824号により
諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市長が行った「自分との電話対応に関する起案等」の一部開示決定処分に対する異
議申立て

諮問(個)第15号
第16号

答 申

第1 審査会の結論

異議申立人の開示請求に係る「平成23年10月以降の自分との電話対応に関する起案(報告、決定、東区68回、本庁13回)」、「自分に対する介護福祉サービス業者に指導した内容に関わる書類」及び「自分との対応を弁護士に依頼した経過がわかる書類(起案、契約書、支出伝票等)」(以下「電話対応に関する起案等」という。)について、札幌市長(以下「諮問庁」という。)が一部開示決定により非開示とした部分のうち、「弁護士委任起案中の委任契約書案」及び「委任契約書」中の第5条及び別記の部分は開示すべきであるが、残りの部分については非開示が妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成24年3月26日付けで札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定に基づき、実施機関である諮問庁に対し、電話対応に関する起案等の個人情報開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 一部開示決定

諮問庁は、同年4月5日付け札東保福第120006号及び同日付け札障第130号により、本件請求に対する決定期間の延長を通知した。

同月27日、諮問庁は、本件請求に対し、東区保健福祉部保健福祉課が保有する請求対象個人情報について条例第16条第4号ア、第7号ウ及び同号オに該当することを理由として一部開示決定(以下「原決定1」という。)を、保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課が保有する請求対象個人情報について同号ウ及び同号オに該当することを理由として一部開示決定(以下「原決定2」という。)を行い、同年5月1日付け札東保福第120028号及び同日付け札障第644号により異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、諮問庁が行った原決定1及び原決定2を不服として、同年6月1日付けで行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき異議申立て(以下、原決定1に対するものを「本件申立て1」、原決定2に対するものを「本件申立て2」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

原決定1及び原決定2を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 相談記録及び電話対応記録について

以下の理由により、条例第16条第7号ウ及び同号オに該当しない。

ア 開示処分方針に一貫性がなく、理由の主張に矛盾が生じている。

イ 内容が合法的なもの又は正当性を有するものであれば、開示することにより、保健福祉行政の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことはない。

ウ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）では、市が事業者に対して報告を求める権限等が規定されており、開示することにより、事業者からの円滑な協力が得られにくくなることはない。（本件申立て1のみ）

エ 異議申立人の相談に対し、市は法に基づき必要な調査等を実施し、その結果を異議申立人に提供する必要がある。

オ 弁護士に委任した市の対応は、人権侵害に当たるものであるから、これまでの経緯等を明白にする必要がある。

(2) 弁護士委任起案

以下の理由により、条例第16条第7号オに該当しない。（本件申立て1のみ）

ア 弁護士委任起案の透明性及び正当性を示す必要がある。

イ 「所期の成果」とは、障がい者等が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することであることから、「所期の成果が得られにくくなり」との主張は論理的に破綻している。

(3) 支出負担行為伺書、集合債権者内訳表、支出命令書及び請求書

公金の支出であり、妥当な支出であれば金額を開示することが当然であるので、条例第16条第7号オに該当しない。（本件申立て1のみ）

(4) その他

ア 相談記録及び電話対応記録について、記載内容が事実と異なっている。

イ 弁護士介入やオンブズマンの判断に係る一連の市の対応は、傲岸不遜であり、市の対応は違法行為である。

ウ 弁護士費用の支出における会計上の処理が不正である。（本件申立て1のみ）

エ 当該弁護士委任契約は、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第19条の2第1項で役務の名称や契約金額等を公表すべきと定められている随意契約である。（本件申立て1のみ）

オ 関係者との信頼関係を損なう、所期の成果、今後の当該事務を行うことが困難とあるが、具体的に説明を求める。（本件申立て1のみ）

カ 弁護士委任により無駄な経費を支出している。（本件申立て1のみ）

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明を要約すると、次のとおりである。

1 本件申立て1及び本件申立て2の対象となる個人情報について

本件申立て1及び本件申立て2の対象となる個人情報は、本件請求に対して非開示とされた次の情報である。

(1) 本件申立て1

ア 相談記録中の年月日、方法、対象及び内容の一部

イ 弁護士委任起案中の委任契約書案及び委任状案を除いた部分並びに委任契約書案中の委任事案に係る情報の一部

ウ 委任契約書中の委任事案に係る情報の一部

エ 支出負担行為伺書中の委任事案に係る情報の一部及び支出予定額

オ 集合債権者内訳表中の金融機関名、本・支店名、金融機関コード、預金種目、口座番号及び支出予定額

カ 支出命令書中の委任事案に係る情報の一部及び支出予定額

キ 請求書中の請求印、金融機関名、本・支店名、預金種目、口座番号、委任事案に係る情報の一部及び支出予定額

(2) 本件申立て2

電話対応記録中の年月日及び内容の一部

2 本件対象個人情報を非開示とする理由について

(1) 条例第16条第4号アに該当

集合債権者内訳表及び請求書の一部には、請求者以外の事業を営む個人の内部管理情報が含まれており、当該情報を開示することにより、当該個人の事業活動を害するおそれがあると認められるため。

(2) 条例第16条第7号ウに該当

相談記録及び電話対応記録の一部には、指導及び相談に係る事務に関する情報が含まれており、当該情報を開示することにより、関係者との信頼関係が損なわれて必要かつ円滑な協力が得られにくくなるなど、所期の成果が得られず、今後の当該事務を行うことが困難となり、ひいては本市の保健福祉行政の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため。

(3) 条例第16条第7号オに該当

請求対象個人情報が記載されている各文書の一部には、開示請求者への対応に関する情報が含まれており、当該情報を開示することにより、所期の成果が得られにくくなり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各

条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件異議申立てに係る決定の妥当性について検討する。

2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、本件請求に対して諮問庁が非開示とした次の情報であると認められる。

(1) 本件申立て1

ア 相談記録中の年月日、方法、対象及び内容の一部

イ 弁護士委任起案中の委任契約書案及び委任状案を除いた部分並びに委任契約書案中の委任事案に係る情報の一部

ウ 委任契約書中の委任事案に係る情報の一部

エ 支出負担行為伺書中の委任事案に係る情報の一部及び支出予定額

オ 集合債権者内訳表中の金融機関名、本・支店名、金融機関コード、預金種目、口座番号及び支出予定額

カ 支出命令書中の委任事案に係る情報の一部及び支出予定額

キ 請求書中の請求印、金融機関名、本・支店名、預金種目、口座番号、委任事案に係る情報の一部及び支出予定額

(2) 本件申立て2

電話対応記録中の年月日及び内容の一部

3 条例第16条第4号アの該当性について

集合債権者内訳表及び請求書中の請求印、金融機関名、本・支店名、金融機関コード、預金種目及び口座番号は、請求者以外の事業を営む個人の内部管理情報が含まれており、当該情報を開示することにより、当該個人の事業活動を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当し、非開示が妥当である。

4 条例第16条第7号ウの該当性について

相談記録及び電話対応記録の年月日、方法、対象及び内容の一部には、指導及び相談に係る事務に関する情報が含まれており、当該情報を開示することにより、関係者との信頼関係が損なわれて必要かつ円滑な協力が得られにくくなるなど、所期の成果が得られず、今後の当該事務を行うことが困難となり、ひいては市の保健福祉行政の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号ウに該当し、非開示が妥当である。

なお、異議申立人は前記第3の2(1)ウのとおり主張するが、市が事業者に対して報告等を求める法的な権限等があることと、事業者の円滑な協力を得ることができるかは別の問題である。本件については、当該非開示部分を開示することにより、事業者の円滑な協力が得られにくくなり、事務の遂行に著しい支障を及ぼすと認め

られるため、当該主張には理由がないと判断する。

また、異議申立人は前記第3の2(4)オのとおり、関係者との信頼関係を損なう、今後の当該事務を行うことが困難とある点について、具体的に説明を求める旨主張するが、本件において具体的な理由を説明することは非開示部分を開示することと同様の効果が生じるため、詳細な説明がされないことはやむを得ないと判断する。

5 条例第16条第7号オの該当性について

請求対象個人情報に記載されている各文書の一部には、開示請求者への対応に関する情報が含まれており、当該情報を開示することにより、所期の成果が得られにくくなり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号オに該当し、非開示が妥当である。

ただし、弁護士委任起案中の委任契約書案及び委任契約書中の第5条及び別記の部分については、開示することにより、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとまでは言い難く、原決定1において当該部分を非開示とした部分を取り消し、当該部分を開示すべきである。

また、異議申立人は前記第3の2(4)オのとおり、所期の成果、今後の当該事務を行うことが困難とある点について具体的に説明を求める旨主張するが、前記4と同様、詳細な説明がされないことはやむを得ないと判断する。

6 その他の異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、前記第3の2(1)ア、イ、エ及びオ、(2)並びに(3)のとおり主張するが、いずれも原決定1及び原決定2を覆す理由とは認められない。
- (2) 異議申立人は、前記第3の2(4)エのとおり主張するが、札幌市契約規則の解釈を明らかに誤っており、当該主張は失当である。
- (3) 異議申立人は、前記第3の2(4)アからウ及びカのとおり主張するが、これらは本件請求に係る開示・非開示の判断に直接関係しない主張であり、当審査会で判断する事柄ではない。

7 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成24年 9月 7日	諮問書及び諮問庁の一部開示理由説明書を受理
平成24年 9月14日	異議申立人に諮問庁の一部開示理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成24年10月17日 (第104回審査会)	審議(事案の経過・概要等)

平成24年11月20日 (第106回審査会)	異議申立人からの意見聴取及び諮問庁からの事情聴取
平成24年12月5日 (第107回審査会)	審議
平成24年12月13日 (第108回審査会)	審議
平成24年12月27日	答申